

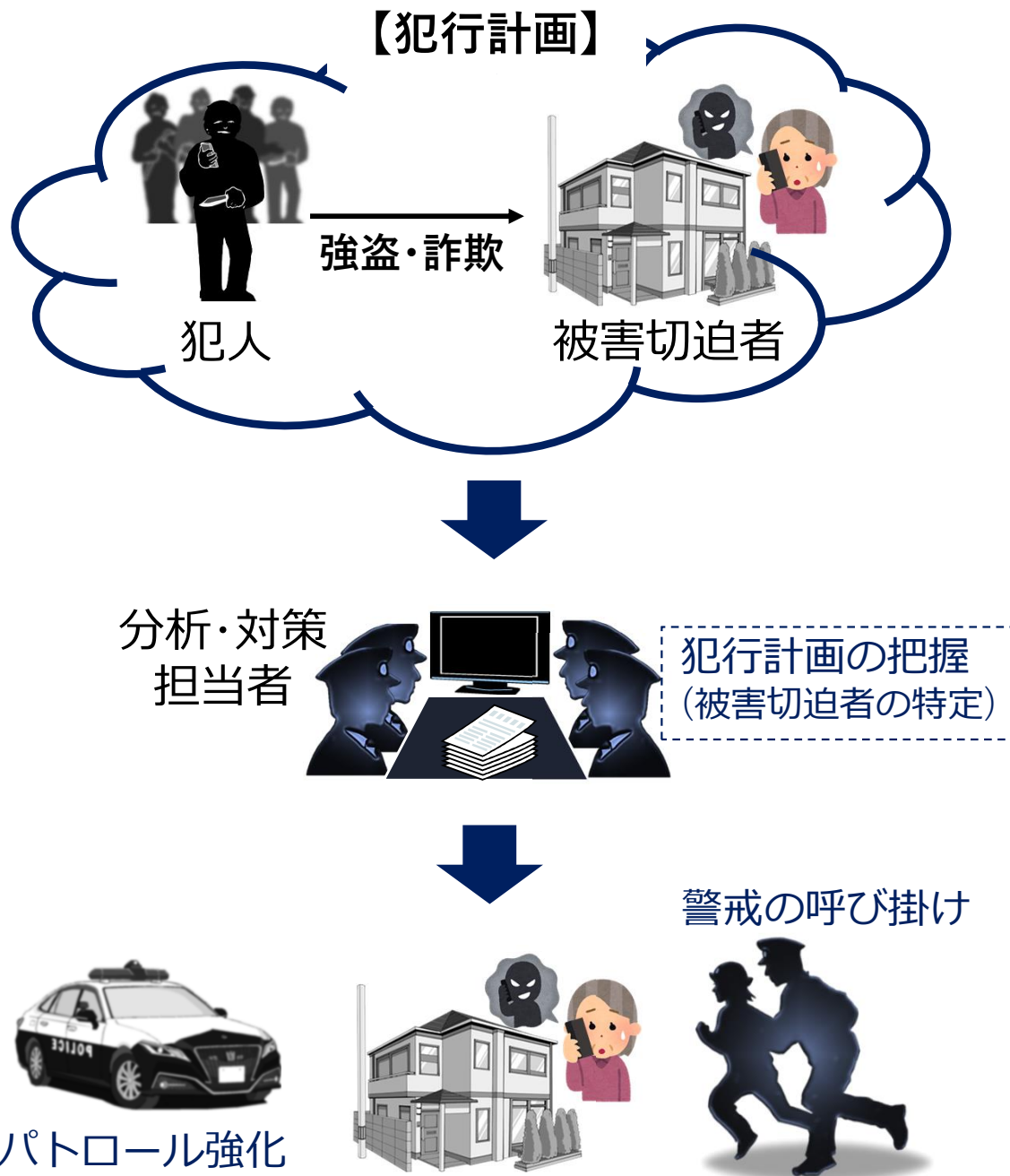
第2回

匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策 のための技術的措置に関する有識者検討会

警 察 庁 説 明 資 料

(御意見を踏まえて整理した制度・運用イメージ)

1. 被害防止の責務



被害防止の責務を具体化

- 重大な犯罪による被害が発生・拡大する蓋然性がある。
- 犯行計画の把握等により、被害が切迫している者が特定された。

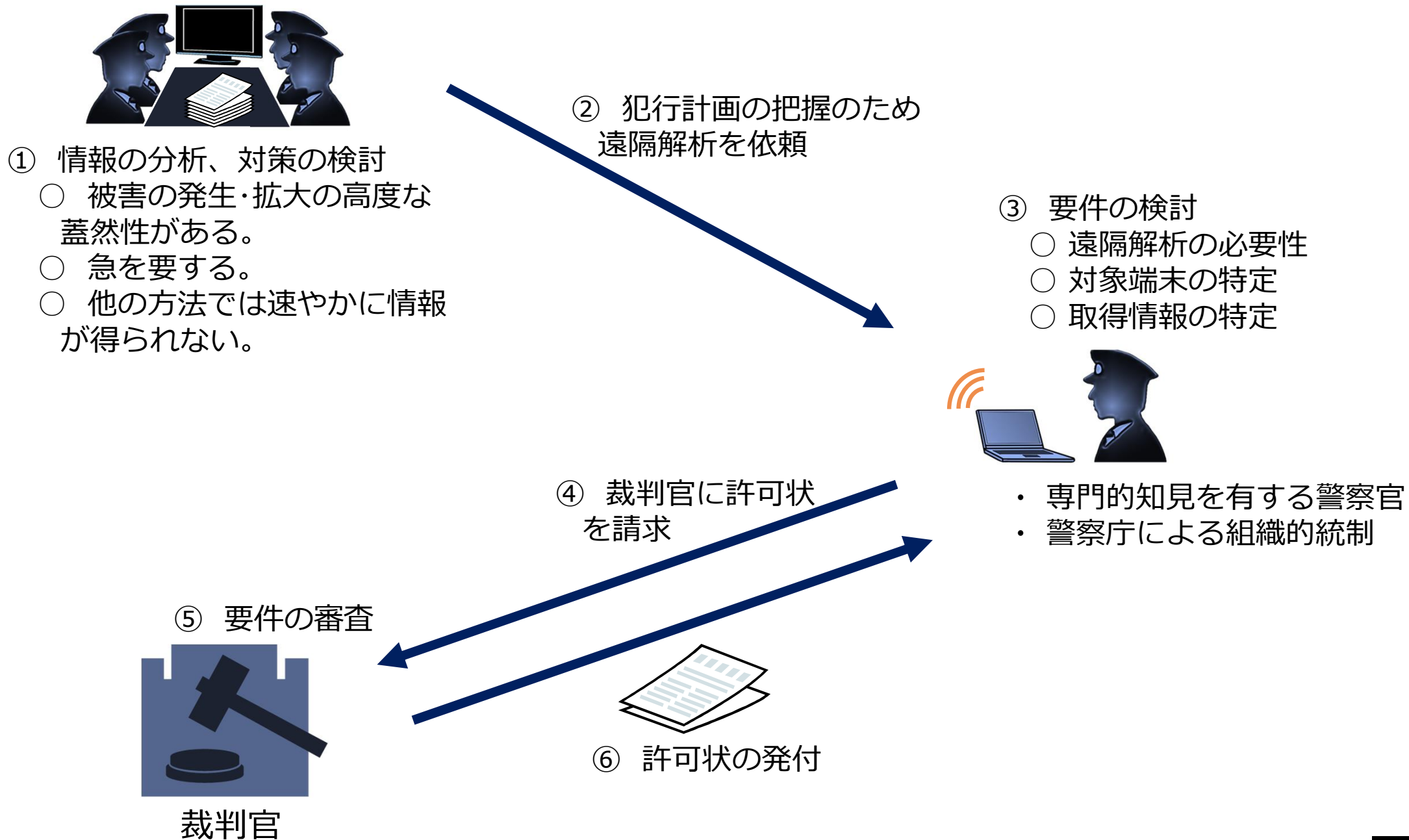


被害切迫者への防犯指導など被害防止策を講じる責務

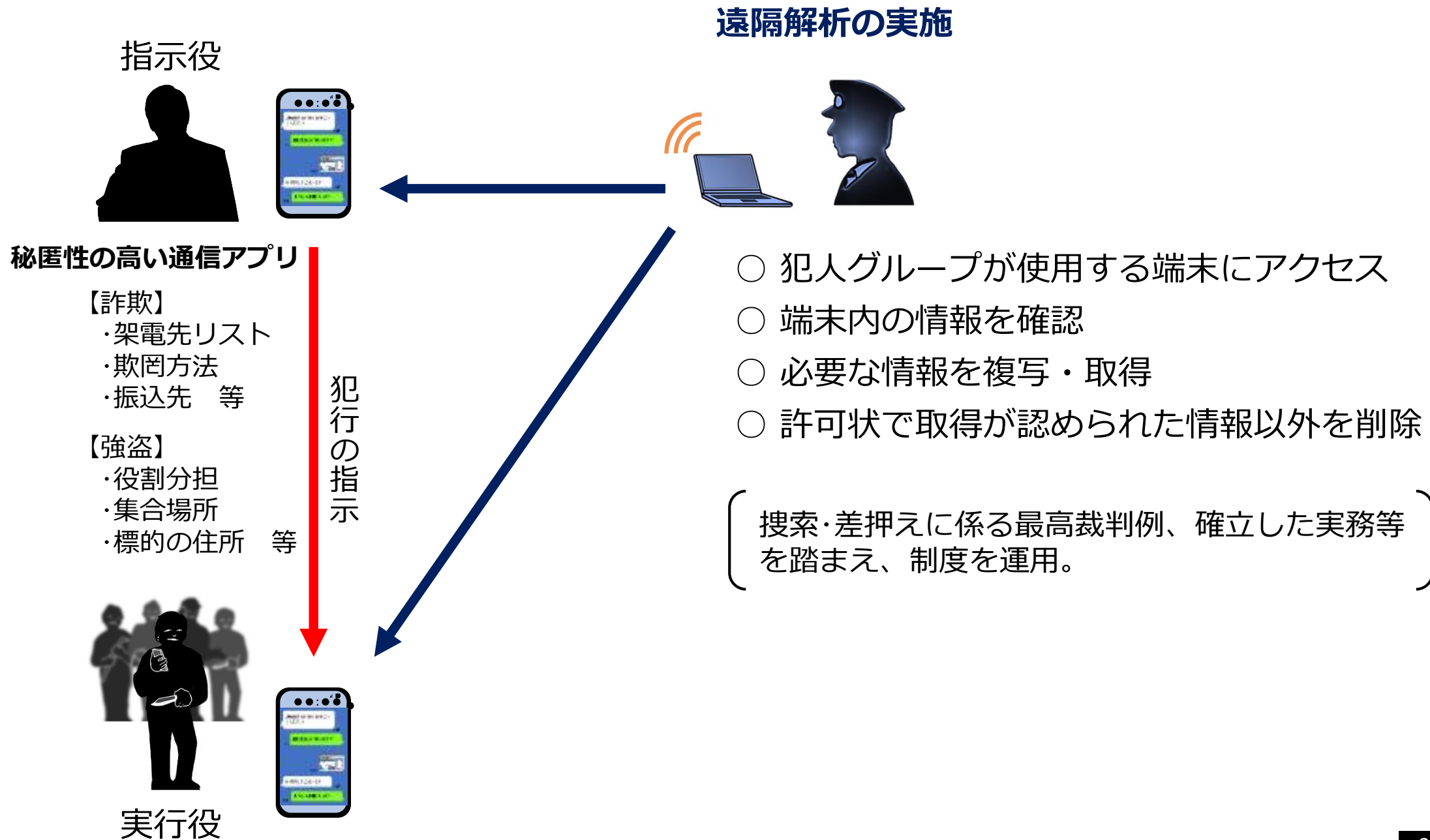
(参照)

- ・ 警察法第2条第1項
- ・ 警察官職務執行法第1条第1項

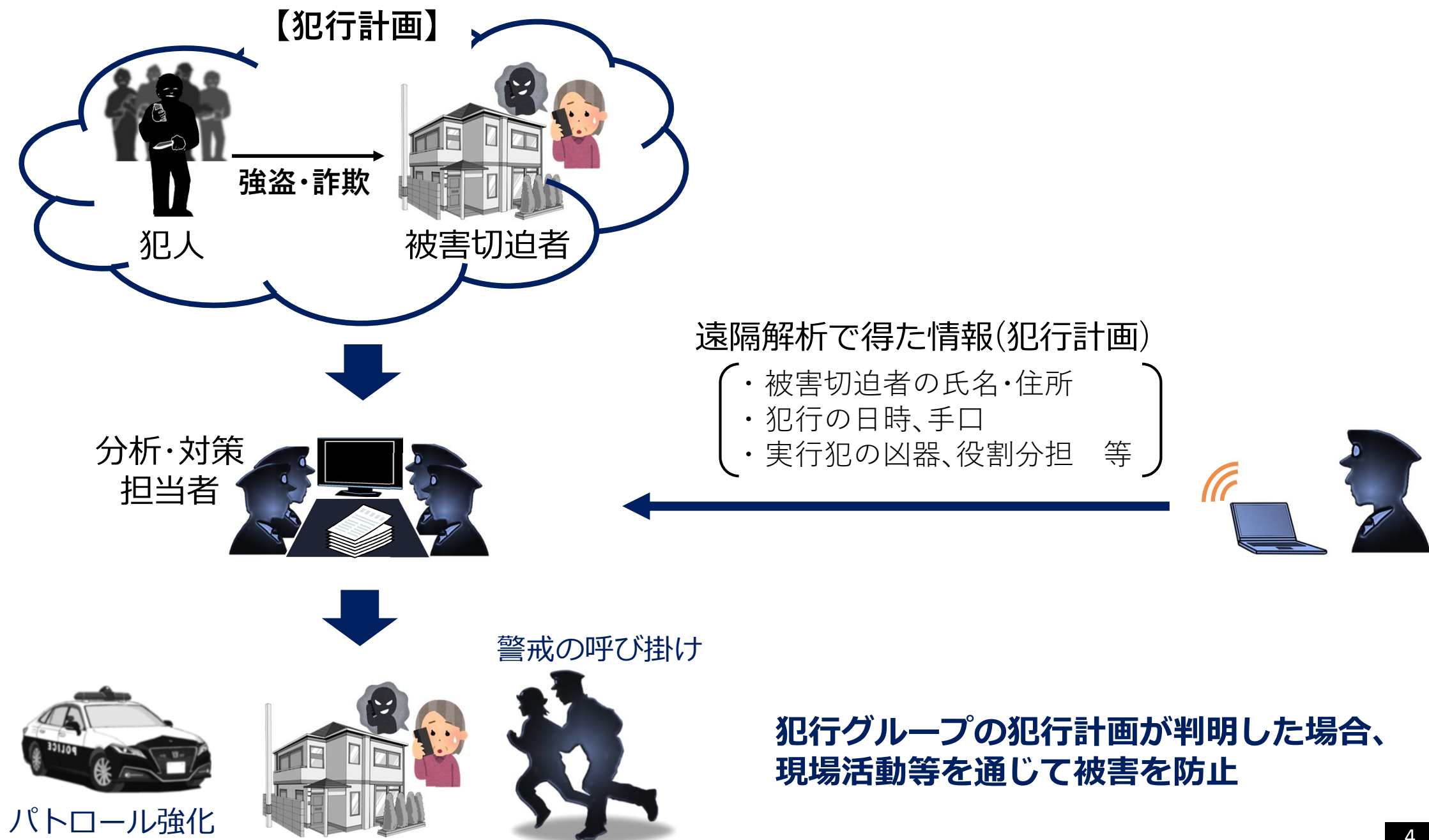
2. 「遠隔解析」の開始に向けた手続



3. 「遠隔解析」の実施



4. 被害防止の責務の達成



① 基本的な制度・運用の在り方

匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に係る基本的な制度・運用の在り方

② 「遠隔解析」の適正性担保のための事後手続

- ・ 「遠隔解析」の対象となった電子計算機の利用者への通知

「遠隔解析」の対象となった電子計算機の利用者への通知の必要性、通知が困難な場合や通知することによって被害防止措置に支障が生じる場合の対応等

- ・ 事後的なチェック

「遠隔解析」が適正に実施されていることを担保するための事後的なチェックの在り方

③ 遠隔解析により得られた情報の活用

被害防止を目的として行われる「遠隔解析」により取得した情報の活用の在り方